

○文京区契約事務規則

昭和三十九年四月一日

規則第十一号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 一般競争入札（第五条—第三十三条）
 - 第一節 参加資格（第五条—第七条）
 - 第二節 公告及び競争（第八条—第二十五条）
 - 第三節 落札者の決定等（第二十六条—第三十三条）
- 第三章 指名競争入札（第三十四条—第三十八条）
- 第四章 随意契約（第三十九条—第四十二条）
- 第五章 契約の締結（第四十三条—第四十八条の七）
- 第六章 契約の履行（第四十九条—第七十五条）
 - 第一節 通則（第四十九条—第五十五条）
 - 第二節 監督及び検査（第五十六条—第七十五条）
- 第七章 経理（第七十六条—第八十二条）
- 第八章 雑則（第八十三条・第八十四条）

付則

第一章 総則

（通則）

第一条 文京区が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱いに関しては、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 部 文京区役所組織条例（昭和四十七年三月文京区条例第三号）第一条に規定する部並びに会計管理室、福祉事務所、児童相談所、保健所、議会事務局、監査事務局、選挙管理委員会事務局及び教育局の部をいう。
- 二 部長 前号に規定する部の長をいう。
- 三 課 文京区役所組織規則（平成十二年三月文京区規則第三十一号）第七条第一項に規定する課並びに同条第二項に規定する会計管理室、福祉事務所の課、児童相談所の課、

保健所の課、議会事務局、監査事務局及び選挙管理委員会事務局並びに教育局の課、教育センター及び真砂中央図書館をいう。

四 課長 前号に規定する課の長をいう。

五 学校長 区立の小学校及び中学校の長をいう。

六 東京電子自治体共同運営電子調達サービス 区が行う入札参加資格の審査その他の入札に関する事務を、東京都の区域内の地方公共団体が一つの情報システムを共同で利用し、行政サービスを提供する事業による電子計算組織によつて処理する情報システムをいう。

七 資格審査サービス 東京電子自治体共同運営電子調達サービスのうち区が行う競争入札に参加しようとする者の資格審査に関する事務を処理する情報処理システムをいう。

八 電子入札サービス 東京電子自治体共同運営電子調達サービスのうち区が行う入札及び随意契約に係る事務を処理する情報処理システムをいう。

九 電子入札案件 電子入札サービスにより処理することとされた契約案件をいう。

2 この規則において「契約担当者」とは、区長及び文京区予算事務規則（昭和三十九年一月文京区規則第四号。以下「予算事務規則」という。）第四条に定める決定権者をいう。

3 この規則において「契約締結請求者」とは、課長及び学校長をいう。

（契約事務の総括）

第二条の二 総務部長は、契約に関する事務の適正な執行を期するため、契約に関する事務の処理の制度を整え、当該事務の処理手続を統一し、及び当該事務の処理について必要な調整をするものとする。

2 総務部長は、契約に関する事務について必要があると認めるときは、部長、課長及び学校長に対し、報告を求め、実地に調査し、又は当該事務の処理について必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

（契約権限の専決）

第三条 支出負担行為に係る契約及び収入の原因となるべき契約については、予算事務規則別表第一及び別表第二のとおりそれぞれ各区分に従い決定させる。

第四条 削除

第二章 一般競争入札

第一節 参加資格

（一般競争入札の参加資格等）

第五条 区長は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）
第百六十七条の五第一項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、
あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資
本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定める場合は、文京区契約委員会
（以下「委員会」という。）の議を経て行うものとする。

2 区長は、政令第百六十七条の五の二の規定により、一般競争入札により契約を締結しよ
うとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うた
め特に必要があると認めるときは、前項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加
する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技
術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わ
せることができる。

3 契約担当者は、一般競争入札に参加しようとする者が参加資格を有するか否かについて
確認するときは、委員会の議を経て行うものとする。

4 区長は、随時、一般競争入札に参加する者の申請を待つて、その者が当該資格を有する
かどうかを審査し、その者に当該審査の結果を通知しなければならない。

5 前項の申請は、資格審査サービスにより行うものとする。

（有資格者情報）

第六条 区長は、前条の規定により一般競争入札に参加する者の資格を審査し、当該資格を
有すると認めるときは、その資格を有する者に係る情報を資格審査サービスに登録するも
のとする。

2 東京電子自治体共同運営電子調達サービスを利用している他の地方公共団体が資格審
査サービスにより行つた資格の審査により資格を有すると認めるときは、前項の規定によ
り区長が資格を審査し、当該資格を有すると認めたものとみなす。

（一般競争入札の参加者の資格等の公示）

第七条 区長は、政令第百六十七条の五第二項の規定により一般競争入札に参加する者に必
要な資格を公示しようとするときは、第五条第一項に規定するもののほか、申請の時期及
び方法、資格を有すると認める期間及び当該期間の更新手続その他資格の審査について必
要な事項を併せて公示しなければならない。

第二節 公告及び競争

（入札の公告）

第八条 契約担当者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日

(電子入札案件にあつては、入札期間の末日)の前日から起算して少なくとも十日前に、官報、東京都公報、新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を五日までに短縮することができる。

(入札の公告に関する事項)

第九条 前条の規定による公告には、次に掲げる事項を具備しなければならない。

- 一 入札に付する事項
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 三 契約条項を示す日時及び場所
- 四 入札の日時及び場所(電子入札案件にあつては、入札期間)
- 五 入札保証金に関する事項
- 六 電子入札案件である旨(電子入札案件の場合に限る。)
- 七 開札の日時及び場所(電子入札案件の場合に限る。)
- 八 入札の方法その他必要な事項

(入札保証金)

第十条 契約担当者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者をして、その者の見積もる契約金額の百分の三以上の入札保証金を納めさせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- 一 競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に本区を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- 二 政令第百六十七条の五第一項の規定により区長が定めた資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、その必要がないと認めたとき。

(入札保証金の納入)

第十一条 入札に参加しようとする者は、前条の入札保証金を、入札の公告において明示された場所、期限及び手続に従い納入しなければならない。

(入札保証保険証券の提出)

第十二条 契約担当者は、第十条第二項第一号の規定により入札保証金の全部又は一部を免除するときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

(入札保証金に代わる担保)

第十三条 入札保証金は、次に掲げるものを担保として代用することができる。

- 一 国債及び地方債
- 二 政府保証のある債券
- 三 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
- 四 銀行が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形
- 五 銀行に対する定期預金債権
- 六 銀行の支払保証書

(担保の価値)

第十四条 前条各号に掲げる担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に定めるところによる。

- 一 国債及び地方債 その債券金額
- 二 政府保証のある債券及び金融債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の八割に相当する金額
- 三 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額
- 四 銀行が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 手形金額(その手形の満期の日が当該手形を提供した日の一月後であるときは、提供した日の翌日から満期までの期間に応じ、当該手形金額を一般の金融市場における手形割引率によつて割り引いた金額)
- 五 銀行に対する定期預金債権 当該債権証書に記載された債権金額
- 六 銀行の支払保証書 その保証する金額

(担保提供の方法等)

第十五条 契約当事者は、第十三条の担保をもつて、入札保証金の代用をしようとする者には、当該代用担保を入札の公告において明示された場所、期限及び手続に従い提出させなければならない。

第十六条 契約当事者は、第十三条第五号の定期預金債権を担保として代用しようとする者には、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行の承諾を証する確定日付のある書面を提出させなければならない。

2 契約当事者は、入札保証金に代わる担保として提出される物が、記名証券である場合については、売却承諾書及び白紙委任状を添付させなければならない。

(小切手の現金化等)

第十七条 契約当事者は、第十三条第三号の小切手を代用担保として提出があつた場合において契約締結前に当該小切手の呈示期間が経過することとなるときは、関係の金銭出納員に通知し、当該金銭出納員をしてその取立て及び当該取立てに係る現金の保管をさせ、又

は当該小切手に代わる入札保証金の納付若しくは入札保証金に代わる担保の提供を求めなければならない。

- 2 前項の規定は、第十三条第四号の手形を代用担保として提出があつた場合において、当該手形が満期となつた場合について、これを準用する。

(予定価格の作成)

第十八条 契約担当者は、一般競争入札に付そうとするときは、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等(当該仕様書、設計書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)によつて予定し、その予定価格を記載した書面(別記様式第一号)を封かんして開札場所に置かなければならない。ただし、区長が別に定める契約においては、当該入札を行う前にその予定価格を公表することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札案件にあつては、同項の規定により予定価格を記載した書面を封かんして開札場所に置くことに代えて、予定価格を電子入札サービスに登録しなければならない。

(予定価格の決定方法)

第十九条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合又は価格の総額をもつて定めることが不利と認められる契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

- 2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(入札の方法)

第二十条 契約担当者は、一般競争入札をしようとする者には、入札書を入札の公告において明示された所定の日時、場所及び方法に従い契約担当者に提出させなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札案件に係る一般競争入札をしようとする者は、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を入札の公告において明示された入札期間及び方法に従い電子入札サービスに登録させなければならない。

- 3 契約担当者は、代理人をもつて入札しようとする者には、開札前に委任状を提出させなければならない。

- 4 契約担当者は、入札書を受領したときは、その日時を記入し押印の上、開札時まで封のまま保管しなければならない。ただし、電子入札案件にあつては、第二項の電磁的記録を受領した状態のまま保存しなければならない。

5 入札書（電子入札案件にあつては、第二項の電磁的記録）は、一人一通とし、入札者は、他の入札者の代理人となることができない。

（入札価格の表示効力等）

第二十一条 契約担当者は、一般競争入札に付する事項の総額をもつて落札を定める場合においては、その内容に誤りがあつても入札の効力を妨げない。単価をもつてこれを定める場合においては、その総額に誤りがあるときも、また同様とする。

2 契約担当者は、総額をもつて定める落札の内訳に不相当と認めることがあるときは、これを訂正させなければならない。

（入札の無効）

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札は無効とする。

一 入札に参加する資格がない者のした入札

二 所定の日時まで、所定の入札保証金を納付しない者のした入札

三 入札書が、所定の日時まで、所定の場所に到着しないもの（電子入札案件にあつては、第二十条第二項の電磁的記録が、所定の日時まで、電子入札サービスに登録されないもの）

四 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名押印のないもの（電子入札案件にあつては、第二十条第二項の電磁的記録の内容が不明なもの又は当該電磁的記録に記名若しくは押印に相当する電磁的記録がないもの）

五 同一事項の入札について二以上の入札書（電子入札案件にあつては、第二十条第二項の電磁的記録）を提出したもの

六 他人の代理を兼ね、又は二人以上の代理をしたもの

七 前各号のほか、入札条件に違反したもの

（入札無効の理由明示）

第二十三条 契約担当者は、入札を無効とする場合においては、政令第百六十七条の八第一項の規定により開札に立ち会つた入札者に対し、その面前で理由を明示して入札無効の旨を知らせなければならない。

2 契約担当者は、電子入札案件において入札を無効とする場合においては、前項の規定にかかわらず、入札者に対し、当該入札が無効である旨及び当該入札が無効である理由を知らせるものとする。

（入札保証金の返還）

第二十四条 入札保証金又は入札保証金の納付に代えて提供された担保は、落札者に対して

は契約保証金の納付後（契約保証金の納付に代えて担保が提供された場合においては、当該担保の提供後）、その他の者に対しては落札者の決定後これを返還するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定めるところにより入札保証金を返還するものとする。ただし、落札者以外の者に対しては、この限りでない。

一 第四十五条の規定により契約書の作成を省略し、かつ、第四十七条第二項の規定により契約保証金の全部を免除した場合 第四十六条の規定による請書等の徴取後

二 第四十七条第二項の規定により契約保証金の全部を免除した場合 契約の確定後
(再度入札)

第二十五条 政令第六十七条の八第四項の規定により、再度入札をするときは、初度の入札に対する保証金をもつて再度の入札に対する保証金とみなす。

第三節 落札者の決定等

(落札者)

第二十六条 売却及び貸付けの場合においては、予定価格以上の最高価格の入札者をもつて落札者とする。

2 前項に規定するものを除く場合においては、予定価格以下の最低価格の入札者をもつて落札者とする。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第二十七条 政令第六十七条の十第一項の規定により落札者を決定することができる契約は、予定価格が百三十万円を超える工事又は製造の請負に関する契約とする。

2 契約担当者は、前項の規定による契約に関し最低価格の入札者を落札者とせず、他の者を落札者と決定するときは、その理由を記載した書類を作成しなければならない。

(落札の通知)

第二十八条 契約担当者は、落札者が決定したときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札した金額を、落札者がなかつたときはその旨を開札に立ち会つた入札者に知らせなければならない。この場合において、落札者となつた者が開札に立ち会わなかつたときは、その者に落札者となつた旨を通知しなければならない。

2 契約担当者は、電子入札案件において落札者が決定したときは、前項の規定にかかわらず、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札した金額を、落札者がいないときはその旨を入札者に通知するものとする。

3 前条の規定により落札者が決定したときは、前二項の規定による通知のほか、最低の価

格をもつて入札をした者で落札者とならなかつた者に対し必要な通知をするとともに、その他の入札者に対しても落札の決定があつた旨を知らせなければならない。

(最低制限価格を設けてする落札者の決定)

第二十九条 政令第百六十七条の十第二項の規定により落札者を決定することができる契約は、予定価格が百三十万円を超える工事又は製造の請負に関する契約とする。

(最低制限価格の決定方法)

第三十条 前条に規定する契約について最低制限価格を設けるときは、予定価格の十分の九・二から十分の七・五までの額の範囲内において、予定価格を構成する材料費、労務費、諸経費等の割合その他の条件を考慮して、当該契約ごとに適正に定めなければならない。

2 前項の規定により最低制限価格を定めたときは、第十八条第一項の予定価格を記載した書面に最低制限価格を併せて記載し、開札場所に置かなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、電子入札案件にあつては、同項の規定により最低制限価格を併せて記載した書面を開札場所に置くことに代えて、最低制限価格を電子入札サービスに登録しなければならない。

(入札経過調書)

第三十一条 契約担当者は、開札をした場合においては、入札の経過を明らかにした入札経過調書(別記様式第二号。電子入札案件にあつては、当該入札経過調書に記載すべき事項を記録した電磁的記録)を作成し、当該入札に係る入札書(電子入札案件にあつては、第二十条第二項の電磁的記録)その他の書類(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)とともに保存しなければならない。

(再度公告入札の公告期間)

第三十二条 契約担当者は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合で、更に入札に付そうとするときは、第八条に定める公告の期間を五日まで短縮することができる。

(せり売り)

第三十三条 契約担当者は、せり売りに付そうとするときは、一般競争入札の例により処理しなければならない。

第三章 指名競争入札

(指名競争入札の参加資格等)

第三十四条 第五条から第七条までの規定は、政令第百六十七条の十一第二項の規定により区長が指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた場合に準用する。

2 前項の場合において、政令第百六十七条の十一第二項の規定により区長が定めた資格が、政令第百六十七条の五第一項の規定により区長が定めた資格と同一であるため、前項において準用する第五条の規定による資格の審査及び第六条の規定による資格審査サービスへの登録を要しないと認められるときは、当該資格の審査及び資格審査サービスへの登録は行わず、第五条の規定による資格の審査及び第六条の規定による資格審査サービスへの登録をもつてこれに代えるものとする。

(指名基準)

第三十五条 区長が政令第百六十七条の十一第二項の規定により定めた資格を有する者のうちから指名競争入札に参加させようとする者を指名する場合の基準は、別に定める。

(入札参加者の指名)

第三十六条 契約担当者は、指名競争入札に付するときは、資格審査サービスに登録された者の中から契約の種類に従い、入札に参加させようとする者をなるべく四人以上指名して行わなければならない。

(委員会への付議)

第三十六条の二 契約担当者は、次の表に掲げる契約について前条の規定により指名競争入札に参加させようとする者を指名しようとするときは、委員会の議を経なければならない。

契約の種類	一件の予定価格
工事又は製造の請負	一千万円以上
委託又は物件の買入れ若しくは借入れ	五百万円以上

(入札事項の通知)

第三十七条 指名競争入札により契約を締結しようとするときは、第九条各号に掲げる事項を入札者に通知する。

(入札保証金)

第三十七条の二 契約担当者は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者をして、その者の見積もる契約金額の百分の三以上の入札保証金を納めさせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

一 指名競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に本区を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

二 政令第百六十七条の十一第二項の規定により区長が定めた資格を有する者による指

名競争入札に付する場合において、その必要がないと認めるとき。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第三十八条 第十一条から第三十二条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

第四章 随意契約

(随意契約によることができる場合の予定価格の額)

第三十九条 政令第百六十七条の二第一項第一号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 工事又は製造の請負 百三十万円
- 二 財産の買入れ 八十万円
- 三 物件の借入れ 四十万円
- 四 財産の売払い 三十万円
- 五 物件の貸付け 三十万円
- 六 前各号に掲げるもの以外のもの 五十万円

(随意契約によることができる場合の手続)

第三十九条の二 政令第百六十七条の二第一項第三号及び第四号に規定する規則で定める手続は、次に掲げるとおりとする。

- 一 あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- 二 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法、選定基準、申請方法等を公表すること。
- 三 契約を締結した後において、契約の相手方となつた者の名称、契約の相手方とした理由等契約の締結状況を公表すること。

(予定価格の決定)

第四十条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第十九条の規定に準じ、予定価格を定めなければならない。

(見積書の徴取)

第四十一条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく二人以上から見積書(電子入札案件にあつては、見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録とする。次条において同じ。)を徴さなければならない。

(見積書徴取の省略)

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、見積書の徴取を省略することができる。

- 一 国、地方公共団体その他公法人与契約を締結するとき。
- 二 法令により価格の定められている物を購入するとき。
- 三 前二号のほか、見積書を必要としないものと認められているとき。

第五章 契約の締結

(契約書の作成)

第四十三条 契約担当者は、競争により落札者が決定したとき又は随意契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書を二通作成しなければならない。

- 2 前項の契約書を作成する場合において、当該契約の相手方が遠隔地にあるときその他必要がある場合は、まず、その者に契約書を二通送付して記名押印させ、その返付を受けて、これに記名押印するものとする。
- 3 契約担当者は、契約書の記名押印が完了したときは、当該契約書の一通を当該契約の相手方に交付するものとする。

(契約書の記載事項)

第四十四条 契約書には、当該契約の目的、契約金額、履行期限又は期間、契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- 一 契約履行の場所
- 二 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- 三 監督及び検査
- 四 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅滞利息、違約金その他の損害金
- 五 契約不適合責任
- 六 契約に関する紛争の解決方法
- 七 その他必要な事項

(契約書作成の省略)

第四十五条 次に掲げる場合においては、契約書の作成を省略することができる。

- 一 第三十九条各号に掲げる額の範囲内において随意契約をするとき。
- 二 せり売りに付するとき。
- 三 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取る時。
- 四 国、公法人又は公益法人与契約するとき。
- 五 前各号のほか、随意契約について区長が契約書を作成する必要があると認めるとき。

(請書等の徴取)

第四十六条 契約担当者は、前条の規定により契約書の作成を省略する場合においても、区長が指定する契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書（別記様式第三号）その他これに準ずる書面を徴さなければならない。

（契約保証金）

第四十七条 契約担当者は、契約の相手方をして契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めさせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

一 契約の相手方が保険会社との間に本区を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

二 契約の相手方から依頼を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

三 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供される時。

四 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。

五 前各号に定めるもののほか、政令第百六十七条の五第一項の規定により区長が定めた資格を有する者による一般競争入札に付し、若しくは指名競争入札若しくはせり売りに付し、又は随意契約による場合において、その必要がないと認めるとき。

（契約保証金の納入）

第四十八条 契約の相手方は、前条の契約保証金を、入札の公告において明示された場所、期限及び手続に従い納入しなければならない。

（履行保証保険証券等の提出）

第四十八条の二 契約担当者は、第四十七条第二項第一号の規定により契約保証金の全部又は一部を免除するときにあつては、当該履行保証保険契約に係る保険証券を、同条第二号の規定により契約保証金の全部又は一部を免除するときにあつては、当該工事履行保証契約に係る公共工事履行保証証券を提出させなければならない。

（契約保証金に代わる担保）

第四十八条の三 契約保証金は、次に掲げるものを担保として代用することができる。

一 第十三条各号に掲げるもの

二 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証

（担保の価値）

第四十八条の四 前条各号に掲げる担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号

に定めるところによる。

一 第十三条各号に掲げるもの 第十四条各号に定めるところによる金額

二 保証事業会社の保証 保証事業会社の保証する金額

(担保提供の方法等)

第四十八条の五 契約当事者は、第四十八条の三の担保をもつて、契約保証金の代用をしようとする者には、当該代用担保を入札の公告において明示された場所、期限及び手続に従い提出させなければならない。

第四十八条の六 契約当事者は、第四十八条の三第一号のうち定期預金債権を担保として代用しようとする者には、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行の承諾を証する確定日付のある書面を提出させなければならない。

2 契約保証金に代わる担保として提出される物が、記名証券である場合については、売却承諾書及び白紙委任状を添付させなければならない。

(小切手の現金化等)

第四十八条の七 契約当事者は、第四十八条の三第一号のうち小切手を代用担保として提出があつた場合において、契約上の義務履行前に当該小切手の呈示期間が経過することとなるときは、関係の金銭出納員に通知し、当該金銭出納員をしてその取立て及び当該取立てに係る現金の保管をさせ、又は当該小切手に代わる契約保証金の納付若しくは契約保証金に代わる担保の提供を求めなければならない。

2 前項の規定は、第四十八条の三第一号のうち手形を代用担保として提供があつた場合において、当該手形が満期となつた場合について、これを準用する。

第六章 契約の履行

第一節 通則

(売払代金の完納時期)

第四十九条 財産の売払代金は、法令に特別の規定がある場合を除くほか、当該売払に係る財産の引渡しの時まで又は移転の登記若しくは登録の時までに完納させなければならない。

(貸付料の納付時期)

第五十条 財産の貸付料は、前納させなければならない。ただし、貸付期間が六月以上にわたるものについては、分割して定期に前納させることができる。

(前金払)

第五十一条 土木工事、建築工事及び設備工事並びにこれらの工事に係る設計、調査及び測

量（以下この条において「公共工事」という。）については、当該公共工事に係る契約の相手方に対し、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額の範囲内において、政令附則第七条第一項の規定により前金払をすることができる。

- 一 土木工事、建築工事及び設備工事 契約金額の四割を超えない額（四億円を限度とする。ただし、区長が特に必要があると認めた工事については、この限りでない。）
 - 二 前号に掲げる工事に係る設計、調査及び測量 契約金額の三割を超えない額（五千万円を限度とする。）
- 2 前金払をした後において、設計変更その他の理由により契約金額を変更した場合において、変更後の契約金額が変更前の契約金額の二割以上増減したときは、当該変更後の金額に応じて前払金を追加払し、又は返還させることができる。
- 3 前払金の支払を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、既に支払った前払金を返還させるものとする。
- 一 保証事業会社との間の保証契約が解約されたとき。
 - 二 区との間の公共工事に係る契約が解除されたとき。
 - 三 前払金を当該前払金に係る公共工事に必要な経費以外の経費の支払に充てたとき。

（中間前金払）

第五十一条の二 前条第一項の規定により前金払をした土木工事、建築工事及び設備工事については、当該工事に係る契約の相手方に対し、契約金額の二割を超えない範囲内で、一億円を限度として、政令附則第七条第一項及び地方自治法施行規則（昭和三十二年内務省令第二十九号）附則第三条第二項の規定により、既にした前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）をすることができる。

- 2 中間前金払をした後における中間前金払の追加及び返還については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

（部分払）

第五十二条 本区の検査に合格した工事、製造その他の請負契約に係る出来形部分又は物件の購入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を債権者に支払うことができる。

（部分払の限度額）

第五十三条 前条に規定する部分払における当該支払金額は、工事又は製造の請負契約にあつてはその出来形部分に対する代価の十分の九、物件の購入契約にあつてはその既納部分に対する代価を超えることができない。ただし、性質上可分の工事、製造その他の請負契

約に係る完済部分にあつては、その代価の金額までを支払うことができる。

- 2 第五十一条の規定により前金払をした工事について、前項の規定により部分払をするときは、同項の規定により支払うべき金額から前払金の額に契約金額に対する出来形部分の代価の割合を乗じて得た額を控除して支払うものとする。

第五十四条 削除

(部分払の回数)

第五十五条 部分払の支払回数は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める回数を限度とする。ただし、特別の場合は、この限りでない。

- 一 契約金額が一千万円以上三千万円未満である場合 一回
- 二 契約金額が三千万円以上五千万円未満である場合 二回
- 三 契約金額が五千万円以上七千万円未満である場合 三回
- 四 契約金額が七千万円以上一億円未満である場合 四回
- 五 契約金額が一億円以上である場合 四回に一億円以上の部分につき、一億円までごとに一回を加えた回数（当該回数が八回を超える場合に於ては、八回）

第二節 監督及び検査

(監督の方法)

第五十六条 工事、製造その他の請負契約（以下「請負契約」という。）の履行に関する監督は、別に区長が指定する職員（政令第百六十七条の十五第四項の規定により監督を委託された者を含む。以下「監督員」という。）が、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該仕様書、設計書及びその他の関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づいて行わなければならない。

- 2 監督員は、必要があるときは、契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事等に使用する材料の試験又は検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をしなければならない。
- 3 監督員は、監督の実施に当たつては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(監督員の報告)

第五十七条 監督員は、契約担当者に対して、随時監督の実施状況について報告しなければならない。

- 2 契約担当者は、必要に応じて、監督員から監督の実施状況について報告を求めることが

できる。

(検査の方法)

第五十八条 契約の履行に関する検査は、別に区長が任命する職員（政令第百六十七条の十五第四項の規定により検査を委託された者を含む。以下「検査員」という。）が行わなければならない。

- 2 検査員は、請負契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事又は製造の既済部分の確認を含む。）につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る関係職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。
- 3 検査員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う物件の既納部分の確認を含む。）につき、契約書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る関係職員の立会いを求め、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。
- 4 区長は、検査員に事故があるとき又は件名を限り特別の検査を必要とするときは、臨時に検査員を命ずることができる。

(検査の一部省略)

第五十九条 契約担当者は、政令第百六十七条の十五第三項に規定する特約により給付の内容が担保されると認められる物件の購入に係る契約でその購入に係る単価が五万円に満たないものについては、数量以外のものの検査を省略することができる。

(資金前渡による契約等の検査)

第六十条 資金前渡を受けて契約するときは、当該資金前渡受者は、その所属職員をして検査させることができる。

- 2 第五十八条第一項の規定にかかわらず、区長が別に指定する契約については、検査員以外の職員をして検査させることができる。

(監督又は検査の準備)

第六十一条 契約担当者は、監督又は検査に必要な関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）をあらかじめ監督員又は検査員（前条第二項に規定する検査員以外の職員を含む。以下同じ。）に交付して、その準備をさせなければならない。

(検査命令)

第六十二条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに検査命令を出さなければならない。

- 一 物件の購入、修繕等契約履行の提出があつたとき。
- 二 工事の請負にあつては、塗込み埋没等をする配線配管等の配備及び完了届があつたとき。
- 三 その他検査の執行を必要とするとき。

(検査の立会い)

第六十三条 検査員が検査を執行するときは、遅滞なく契約の相手方及び第七十四条に規定する立会員の立会いを求め、検査を開始しなければならない。この場合において、契約の相手方が立ち会わないときは、欠席のまま検査することができる。

(試験)

第六十四条 検査員が検査をするに当たり試験を必要とするときは、契約担当者が指定する試験機関の試験を受けその成績の通知を待ち、据付試用開削その他の処置を必要とするときは、その結果を待つて合否の決定をしなければならない。

(理化学の試験)

第六十五条 検査員は、理化学試験を必要とするときは、関係者立会いの上、別に定める供試料採取方法によつて、供試料を採取して完全に封かんし、関係者ととともに封印した上、速やかに試験依頼のため必要な書類を添えて、契約担当者の指定する試験機関に送付しなければならない。

2 供試料の補充の請求を受けたときは、検査員は、前項に準じて供試料を採取して補充しなければならない。

(検査手続の更新)

第六十六条 検査開始後、合否決定前に検査員の変更があつたときは、検査手続を更新しなければならない。ただし、後任の検査員がその必要を認めないときは、この限りでない。

(検査執行不能等の報告)

第六十七条 検査員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その事情を具して、契約担当者に報告し、その指示を受けなければならない。

- 一 検査執行のできないとき。
- 二 政令第百六十七条の四第二項第一号及び第四号に該当すると認めたとき。
- 三 同一検査について二人以上の検査員があるときは、各検査員の意見が一致しないとき。
- 四 その他検査について疑義があるとき。

(兼職禁止)

第六十八条 監督員又は検査員は、特別の必要がある場合を除き、相互にこれを兼ねること

ができない。

(検査証の作成)

第六十九条 検査員は、検査を完了したときは、直ちに検査証(別記様式第四号から別記様式第九号まで)を作成しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第四十五条及び第六十条の規定に該当する契約に係る検査で、区長が別に指定するものについては、検査証の作成を省略することができる。ただし、検査を行つた結果、その給付が当該契約の内容に適合せず、第七十二条の規定によらなければならないときは、この限りでない。

(検査証の処理復命)

第七十条 検査員は、検査証正本を契約の相手方に、検査証副本を物品出納機関又は工事の主管の課長若しくは学校長に交付するとともに、検査証原本及び検査報告書をもつて契約担当者等に復命しなければならない。

(合格物件の引取り)

第七十一条 検査に合格した物件は、前条の規定による復命があつたときは、直ちに当該物件の引渡しを受け、物品にあつては所属物品出納機関が、その他にあつては契約担当者又は契約締結請求者が、引き取らなければならない。

(検査不合格の場合の措置)

第七十二条 検査員は、不合格となつたものについて、手直し、補強又は引換えをさせる必要があると認めるときは、その期限又は工事期間内の場合を除き、契約担当者の許可を受けなければならない。ただし、十日以内に限り、あらかじめ許可を受けたものについては、この限りでない。

2 検査員は、前項の手直し、補強又は引換えをさせるときは、検査証にその期限及び内容を記載しなければならない。

3 検査員は、第一項の手直し、補強又は引換えをさせたものについて再検査をしたときは、その期限、既往検査月日及び検査内容を検査証に詳記しなければならない。

第七十三条 検査員は、検査の結果不合格となつたもの又は数量の過不足があるときは、契約の相手方に引取り又は追納その他適当な処置をさせなければならない。

(立会い)

第七十四条 検査員の行う検査には、別に定めるものを除き、次の区分に従い、検査に立ち合わせなければならない。

一 物品にあつては所属出納機関

二 財産にあつては契約締結請求者

三 工事、製造その他の請負にあつては監督員

2 物品であつて、持込み現場で直ちに請求元に引き渡さなければならないものの検査に当たつては、請求元の長が、その所属職員に立会いをさせなければならない。

3 前二項の場合で、物品の検査について必要があるときは、出納機関以外の職員に立会いをさせることができる。

(立会員の意見)

第七十五条 前条の規定による立会員は、検査について、意見を述べることができる。

2 立会員は、検査について、検査員と意見が一致しないとき又は疑義のあるときは、その旨を契約担当者に報告しなければならない。

第七章 経理

(契約締結の請求)

第七十六条 契約締結請求者は、その所管する事業の執行に関し売買、貸借、請負その他の契約の締結が必要であるときは、所定の方法によりこれを契約担当者に請求しなければならない。

(契約締結不能の通知)

第七十七条 契約担当者は、年度内に契約の履行完了の見込みがないと認めたものについては、契約締結不能の旨を明記して契約締結請求者に通知しなければならない。

(請求書類の整備)

第七十八条 第七十六条の規定により契約の締結を請求する場合は、その事務処理に必要な期間を考慮して、事業に支障のない限り、通常、契約の履行に必要な期限又は期間を明示するとともに起工書、設計書、内訳書、図面等の必要書類を添え、契約履行上の疑義のないよう努めなければならない。

(特殊物件の指定)

第七十九条 契約の締結を請求する場合に、特殊の物件で一種類を指定する必要があるときは、詳細な指定理由書を添付しなければならない。ただし、その理由が明白なものについては、この限りでない。

(契約締結の制限)

第八十条 契約担当者は、契約締結請求に係る予定金額を超過して契約の締結をすることはできない。

2 前項の予定金額では契約締結をすることができない場合においては、契約担当者は、速

やかに契約締結請求者に対しその旨を通知しなければならない。

(契約締結の通知)

第八十一条 契約担当者が契約を締結したときは、決定通知書を契約締結請求者に送付しなければならない。

2 契約担当者は、第七十条の規定により検査員の復命があつたときは、当該契約の関係書類を契約締結請求者に送付しなければならない。

第八十二条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約締結請求者の意見を求めなければならない。

一 違約金の免除又は減額の願い出のあつたとき。

二 納期又は工期の延長の願い出のあつたとき。

三 区の都合により契約の全部若しくは一部の解除、減価採用その他の内容変更又は履行の中止をする必要があるとき。

四 契約解除の必要があると認めたとき。

五 監督又は検査について疑義があるとき。

2 契約担当者は、前項各号に掲げる事項について処理したときは、直ちに当該契約締結請求者にその処理に係る内容を通知しなければならない。

第八章 雑則

(契約解除等の通告)

第八十三条 契約の解除及び保証金の没収は、書面によつてこれを行うものとする。

2 前項の場合において、契約の相手方がその書面の受領を拒み、又はその住所及び居所がともに知れないときは、送達に代えて、官報、本区広報、新聞紙その他の方法によつて公告するものとする。

(帳簿)

第八十四条 契約担当者は、契約事務を処理するため、別に定める帳簿を備え、契約事務に関する事項を記録整理しなければならない。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、すでに契約締結済の事項については、その契約の履行が完了するときまで、なお従前の例による。

付 則 (昭和四〇年四月一日規則第二三号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和四〇年九月一五日規則第四〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和四三年三月一一日規則第四号）

この規則は、昭和四十三年四月一日から施行する。

付 則（昭和四四年四月一日規則第七号）

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

付 則（昭和四四年六月三〇日規則第三四号）

この規則は、昭和四十四年七月一日から施行する。

付 則（昭和四七年五月三一日規則第四五号）

この規則は、昭和四十七年六月一日から施行する。

付 則（昭和四九年一月一七日規則第一号）

この規則は、昭和四十九年四月一日から施行し、同日以後の入札に係る工事請負契約（入札によらない工事請負契約にあつては、同日以後の締結に係るものとする。）について適用する。

付 則（昭和四九年四月一日規則第一四号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和四九年一二月一一日規則第三七号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年十二月一日以後の工事請負契約について適用する。

付 則（昭和四九年一二月二三日規則第四三号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年十二月一日から適用する。

付 則（昭和五〇年三月三〇日規則第二一号）

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

付 則（昭和五二年六月一三日規則第二七号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和五四年九月二九日規則第二四号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和五十四年十月一日から施行する。

付 則（昭和五五年二月二八日規則第五号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和五十五年三月一日から施行する。

付 則（昭和五十六年七月二一日規則第三四号）

この規則は、昭和五十六年八月一日から施行する。

付 則（昭和五十七年一〇月一日規則第三九号）

この規則は、昭和五十七年十月一日から施行する。

付 則（昭和五十八年四月一日規則第二〇号）

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

付 則（昭和六一年四月一日規則第一一号抄）

- 1 この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

付 則（昭和六一年一〇月二〇日規則第五五号抄）

- 1 この規則は、昭和六十一年十月二十一日から施行する。（後略）

付 則（昭和六三年三月三一日規則第二〇号）

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

付 則（平成元年九月二九日規則第三五号）

この規則は、平成元年十月一日から施行し、同日以後の入札に係る工事等の請負契約又は委託契約（入札によらない工事等の請負契約又は委託契約にあつては、同日以後の締結に係るものとする。）について適用する。

付 則（平成二年八月二七日規則第三二号）

この規則は、平成二年九月一日から施行する。

付 則（平成三年三月三〇日規則第一七号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成三年四月一日から施行する。

付 則（平成五年九月一六日規則第三二号）

この規則は、平成五年十月一日から施行する。

付 則（平成六年三月三一日規則第一五号）

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

付 則（平成六年六月一六日規則第二九号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成七年三月三〇日規則第一七号）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

付 則（平成八年三月二五日規則第八号）

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

付 則（平成九年三月三十一日規則第三三号）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

付 則（平成一〇年四月一日規則第四一号）

（施行規則）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の東京都文京区契約事務規則の規定により調製した別記様式第三号については、残品の存する限り、当分の間使用することができる。

付 則（平成一一年三月三十一日規則第二〇号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

付 則（平成一二年三月三十一日規則第二二号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

付 則（平成一四年二月八日規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成一四年三月二九日規則第三〇号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

付 則（平成一五年三月六日規則第七号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成一五年三月三十一日規則第三八号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

付 則（平成一六年三月八日規則第一二号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成一八年四月二五日規則第七七号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成十八年四月一日以後の契約について適用する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区契約事務規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成一九年三月三〇日規則第二八号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

付 則（平成二〇年一月二八日規則第三号）

この規則は、平成二十年二月一日から施行する。

付 則（平成二一年三月三一日規則第三五号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

付 則（平成二二年六月四日規則第四〇号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の文京区契約事務規則の規定は、平成二十二年六月二十九日以後に締結した契約について適用する。

付 則（平成二三年三月二九日規則第二一号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成二五年七月一二日規則第六五号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成二七年三月三一日規則第四六号）

この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三号の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

付 則（令和二年八月一二日規則第四九号）

（施行期日）

1 この規則中第五十一条第一項第一号の改正規定及び次項の規定は令和二年十月一日から、その他の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の文京区契約事務規則第五十一条第一項第一号の規定は、令和二年十月一日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

付 則（令和六年二月二八日規則第三号）

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の文京区契約事務規則第三十条第一項の規定は、この規則の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引（以下「公告等」という。）による契約について適用し、同日前に行われた公告等による契約については、なお従前の例による。

付 則（令和七年三月三十一日規則第四五号）

この規則は、令和七年四月一日から施行する。